

# 参加者との主な質疑応答

六月の懇談会で行った質疑応答のうち、各会場で多く出されたものや、市民生活に密接なものの内容を要約してお知らせします。

**問** 合併すると「新津」という地名が地図から消えることについて、市長はどう考えているのか？

**答** 新津の地名は大切なものと考えています。この合併は政令指定都市を目指すもので、それが実現すれば区制が敷かれますので、「新津区」として名前を残していきたいと考えています。

**問** 合併後、高校学区はどうなるのか？

**答** 高校学区は、県の教育委員会が決めることとなります。一市町村で一学区が望ましいと考えるのが一般的です。しかし、現在の学区から新津が抜けて他の市町村で構成する学区となった場合、学区そのものが成立するかどうかが、また現に隣接市町村と生徒の交流があることなど、単純に決められるものではないと思います。この点を考えてもどうよう、協議会の中で調整を図りながら、県に要望していきます。



**問** 新津市のごみ有料化制度は、どうなるのか？

**答** ごみの手数料については、大きな問題で簡単に統一することができませんので、当分の間、それぞれの市町村の制度が残ることになります。合併して新しい市になつてから、早急に制度を検討することになります。

**問** 除雪は新潟市と新津市で全然違うが、どうなるのか？

**答** 市町村道除雪事業は、制度調整方針でも「独

自」として合意され、現行の除雪計画で行うものとしています。

**問** 合併についての市民の声をどのように聞くのか？

**答** 任意の合併協議会での協議終了後、もう一度こうした懇談会を開催して、内容を市民の皆さんに説明した上で、合併についての意向調査を二十

歳以上の市民全員を対象に実施します。その結果を参考にしながら、合併するかどうかを決定し、議会へ提案したいと考えています。

**問** 市民が合併に賛成・反対を意思表示できるように、市民生活に密着した内容の資料を提供して欲しい。

**答** 任意協議会では、事前事項などを調整し、新しい市をどのよう発展させるかといった大きな課題も含めて、協議をしています。協議を深

める中で、新しい市になる上での新たな課題や問題も見えてきますので、市民の皆さんの合併に対する判断材料も、こうした経緯を含めて情報として提供していきます。

**問** 政令指定都市になり区制が敷かれた場合、区の権限などはどうなるのか？

**答** 合併設計画総論の「まちづくりの基本方針」にもあるように、「区役所」にできるだけ多くの権限を移譲し、分権型政令指定都市を目指す」としていることから、今後具体的な区の権限について、協議していきたいと考えています。

**問** 政令指定都市への協議はどうなっているのか？

**答** 政令指定都市の指定要件では「人口八十万人以上で将来百万人を見込めること」また「政令指定都市としての事務を処理する体制が整っていること」が審査のポイントとなります。特



例法の期限までに合併した場合の人口要件は、「七十万人以上」に引き上げられますので、体制整備についても協議を進めていきます。

**問** 合併して市役所が遠くなることはないか？

**答** 市民の皆さんの生活関連手続きなどについては、これまでと同様に行えるよう協議を進めています。

合併に関する情報は、こちらをご覧ください。

新津市ホームページ <http://www.city.niitsu.niigata.jp/>

新潟地域合併問題協議会ホームページ

<http://www.niigatachiiki-gappei.jp/>

合併についてのご意見は、企画調整課 合併調査室へ。

手紙 [☎956 - 8601](mailto:956-8601) 住所記載不要

電子メール [☛ gappei@city.niitsu.niigata.jp](mailto:gappei@city.niitsu.niigata.jp)へ。